国際教育

国際化が一層進展している社会においては、国際関係や異文化を単に理解するだけでなく、自らが国際社会の一員としてどのように生きていくかという主体性を一層強く意識することが必要である。

国際教育とは、国際化した社会において、地球的視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するための教育である。

１　国際教育のねらい

教育基本法第２条第５項には、教育の目標の一つとして「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」が示されている。また、学校教育法第 21 条第３項においても、義務教育の目標として、「我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」が示されている。

各学校においてはこうした目標を踏まえ、次のようなねらいで取組を進めていくことが必要である。

１　異文化や異なる文化をもつ人々を理解するだけでなく、理解した上で、それらを受容しながら共生することのできる態度や能力の育成。
２　異文化や異なる文化を有する人々に対して敬意を払い、理解し受容するため、自分自身の国やその歴史、伝統・文化を理解・尊重し、その上に立脚した個性をもつ一人の人間としての自己の確立。
３　多様な他者の中で、自己を確立し相互理解を深め、共生していくため、自分の考えや意見を自ら発信し、他者の主張を受け止め、議論をまとめあげ、具体的に行動することのできる態度・能力の育成。

２　国際教育推進の視点

各学校で国際教育を進めるに当たっては、特に次のような視点をもって進めることが重要である。

１　国際社会を生きる人材として必要な実践的な態度・能力を育成していくため、国際教育の実践力の向上と「学びの広がり・深まり」をもたらす授業づくりを行う。

国際社会に通用する主体性や発信力は、体験的な学習や問題解決的な学習などを通じて育成されていく。そのため、例えば、平和、環境などの地球規模の課題や今日的な課題を学校の教育活動に取り入れ、課題探究型の学習プロセスを大切にし、調べ学習や交流活動等を通じて、広がりと深まりをもった学習を展開していくことが必要となる。

また、国際教育は、教科等の学習でも総合的な学習（探究）の時間でも取り組むことができるが、いずれの場合も、教科等の学習と総合的な学習（探究）の時

間の関連を常に意識するなど、学校の教育活動全体の中で取り組むことが大切である。そのことによって、授業に広がりと深まりをもたらすことができる。

2　実践事例、手法、幅広い経験や優れた知識を有する人材や組織など国際教育に関わる資源を活用するため、共有の促進や連携のための支援体制の構築を図る。

学校の内外には、日本人学校等への派遣教員や青年海外協力隊に参加した教員、海外からの留学生、ＪＩＣＡ（独立行政法人国際協力機構）やＮＰＯ（非営利組織）など、国際教育について幅広い経験と知識を有する人材や組織等が多数存在している。これらの人材や組織等の国際教育資源を最大限に活用するための体制を整備していくことが必要である。また、各学校においては、国際教育に関する学習指導や教材開発について研鑽を積んでいくなど、校内研修を充実させることが必要である。

3　海外子女教育における先駆的な取組を日本の学校教育に生かすという視点をもつ。

海外の日本人学校や補習授業校は、英語教育や国際交流など、日本国内の学校における国際教育の先駆的取組を行ってきている。また、それらの施設は、そこで働く教員やそこで学ぶ児童生徒にとって国際教育実践の場であり、日本国内の学校にとっても国際教育に関わる資源として重要な存在である。海外子女教育における先駆的な取組や在外教育施設で培われた資源を日本国内の教育のために生かしていくことが重要である。

３　学校教育における国際教育充実のための方策

（１）各教科等の関連を意識した授業づくり

国際教育を学校全体の教育目標に明確に位置付け、各教科等を相互に有機的に結び付けながら取り組むことが重要である。その際、実践経験をもつ学校の外部にある組織や人材等と協働した授業づくりを進めることが大切である。

（２）外国語教育の充実

グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が求められている。

外国語によるコミュニケーション能力を育成するためには、児童生徒が外国語の語彙や表現等の知識を理解した上で、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、主体的に外国語を用いて、表現したり伝え合ったりする言語活動を充実させることが重要である。

参考：本誌　第１章Ⅱ「３　外国語の充実」　Ｐ1－2－15

（３）直接的な異文化体験の重視

異なる文化・生活・習慣をもつ同年代の若者との交流活動は、異文化を直接体験し、国際理解を深め、国際性を養うという点で大きな意義をもつ。多くの学校で、留学、研修旅行、海外修学旅行や姉妹校提携など、様々な形態での交流活動が行われているが、今後とも、学校段階に応じ、地域の実情に合わせて工夫しながら、バランスのとれた国際交流を進めていくことが必要である。

参考：「初等中等教育における国際教育推進検討会報告」

4　外国人児童生徒等教育の充実

外国人児童生徒については、従来から、国際人権規約や児童の権利に関する条約を踏まえ、義務教育諸学校への入学を希望する場合は、無償で受入れてきた。その一方で、令和元年度に文部科学省が初めて実施した、外国人の子供の就学状況等に関する全国調査では、約２万人の外国人児童生徒等が就学していない可能性がある、又は就学状況を把握できていない状況であった。令和７年度実施の同調査によると、約 8,000 人と減少傾向にはある。

今後も我が国に在留する外国人の数が増加することを踏まえ、外国人児童生徒等が将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう、外国人児童生徒等教育の推進を継続していく必要がある。

（１）社会の変化と国の動向

国際化の進展に伴い、近年、我が国に在留する外国人は増加の一途をたどっており、それに伴って、学校に在籍する外国人児童生徒は年々増加している。さらに、国際結婚家庭などを中心に、日本国籍ではあるが日本語能力が十分でない児童生徒も増加しており、文部科学省が令和７年度に実施した「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」において、公立学校における日本語指導が必要な児童生徒は、約８万 5000 人となっている。

図１

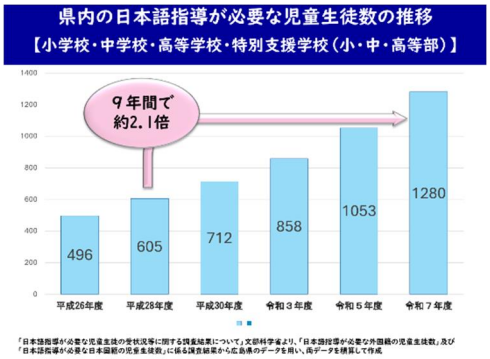

同調査によると、本県においても、1280 名の日本語指導を必要とする児童生徒が在籍しており、９年前と比べ、約２．１倍に増加している状況である。

平成 30 年 12 月には、出入国管理及び難民認定法が改正され、今後更なる在留外国人の増加が予想されている。こうした急激な社会の変化を踏まえ、令和３年１月 27 日に、中央審議会でとりまとめられた、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」では、増加する外国人児童生徒等への教育の在り方の基本的な考え方として以下の３点が示された。

① 外国人の子供たちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うとともに、現状を踏まえた施策の充実を図ることが必要
② キャリア教育や相談支援の包括的提供、母語・母文化の学びに対する支援が必要
③ 日本人の子供を含め、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる取組が必要

これらの国の動向からも、外国人児童生徒等教育の推進が急務になっていることが分かる。

（２）これからの学校教育における外国人児童生徒等教育

ア　異文化理解・多文化共生

これからの学校においては、日本人を含む全ての児童生徒等が、我が国の言語や文化に加えて、多様な言語や文化、価値観について理解し、互いを尊重し合いながら学び合い、異文化理解や多文化共生の考えが根付くような取組を進めていく必要がある。

日本人の児童生徒にとって、学齢期から様々なルーツや母語等を有する児童生徒等とともに学習する機会をもつことは、多様な価値観や文化的背景に触れることにつながる。また、外国人児童生徒等が、複数の言語や文化、価値観の下に生まれ育った経験を生かし、彼らの強みを生かす指導に取り組むことも期待されている。

イ　学校の受入れ体制づくり

外国人児童生徒等は、言語や宗教、生活等の文化的な背景や来日の経緯等様々にあるため、それらの多様性を理解し尊重することが重要である。

受入れの際には、日本語指導の担当者に任せてしまうのではなく、「チーム学校」の観点に基づき、管理職のマネジメントの下、日本語指導担当教師、在籍学級担任、関係教職員等が連携し、学校全体で体制を構築する必要がある。その際、外国人児童生徒等のアイデンティティの確立を支え、自己肯定感を育むとともに、家庭関係の形成に資するよう、母語・母文化の重要性や保護者への教育に関する理解を促進することにも留意する必要がある。

ウ　日本語指導教室等での指導

日本語指導が必要な児童生徒に対しては、「特別の教育課程」による日本語指導を行うことができる。

特別の教育課程による日本語指導

特別の教育課程による日本語指導		
	小学校、中学校等	高等学校
指導内容	児童生徒が日本語で学習生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導。	対象生徒の日本語能力を高める指導のみならず、当該生徒が各教科等の指導に主体的に参画することができるように努めるものとする。
授業時数	年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。	21 単位を超えない範囲で在籍校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。
授業の形態	原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導。	日本語の能力に応じた特別の指導を、その教育課程に加え、又はその一部に替えることができる。
指導計画の作成及び学習評価の実施	計画及びその実績は、学校設置者に提出する。	個別の指導計画を作成する。

「特別の教育課程」による日本語指導は、児童生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的としている。日本語指導を行う際には、児童生徒の実態を多角的に把握し、個々に適した指導を行うことが大切である。単にひらがなや漢字の学習ばかりを作業的に行うのではなく、日常生活の場面を想定した活動や教科の学習等、児童生徒等が学習する内容を、ことばを使いながら学ぶことを通して、「内容」と「日本語」の両方の力を高め、在籍学級での教科学習に自律的に参加できる力を養っていく必要がある。

エ　在籍学級での指導

外国人児童生徒等を学級に受け入れることは、在籍学級の児童生徒にとっても多様な価値観や文化を知り、成長できる大きなチャンスであり、学級を

豊かにしてくれるプラスの出来事である。

一方、編入してくる外国人児童生徒等の不安は大きいものであり、在籍学級担任の温かな姿勢と細やかな配慮のある受け入れ体制づくりが求められる。児童生徒の個性を幅広く認め、学級での居場所をつくるよう心がけていく必要がある。また、外国人児童生徒等が学校で大半の時間を過ごすのは在籍学級である。そのため、教師は、児童生徒が教科学習や学級の活動等に参加できるような指導・支援を行う必要がある。例えば、やさしい日本語でゆっくり話す、具体物や絵・図等の視覚情報を豊富にする、発問・キーワード等を板書やカードで視覚化する等、在籍学級の授業の中でできることばの支援を行うことで、一人一人の能力を伸ばしていけるようにする必要がある。

（４）県の取組

本県では、外国人児童生徒等教育の充実を図るため、以下の取組を行っている。

ア　日本語指導のための加配教員や非常勤講師の措置

日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校に対し、加配の措置を行っている。

常勤加配 26 名、非常勤措置 176 校

※ 令和８年５月時点

イ　全ての市町の就学促進・受け入れ体制構築に向けた取組

市町教育委員会に対し、外国人児童生徒等教育についての理解を深め、実態に応じた組織的な支援体制構築を図るため、令和元年度から「外国人児童生徒等教育・日本語指導担当者会」を実施してきた。令和３年度からは、県内全ての市町における就学促進及び組織的な受け入れ体制構築を目指し、「外国人児童生徒等教育連絡協議会」へ移行して推進の取組を行う。

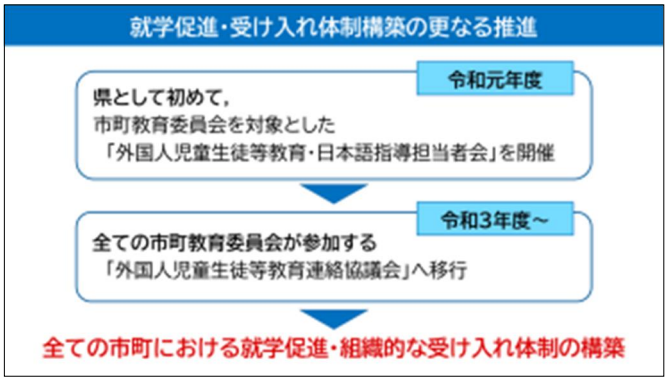

ウ　進学の機会の拡大

令和２年度から、公立高等学校入学者選抜の「帰国生徒等の特別入学に関する選抜」に係る出願資格に、「外国籍を有する者」を加え、外国人児童生徒の進路機会を拡大した。これまでの帰国者等と同様に、試験教科の軽減や問題文への漢字のルビ振りなどの配慮を行っている。

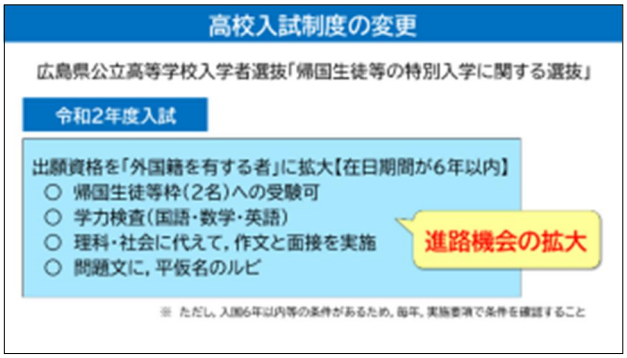

エ　教職員の外国人児童生徒理解・指導力向上のための取組

県内全ての教職員が外国人児童生徒に対する理解を深め、多文化共生の視点をもった教育を推進することを目指し、教職員に対する研修を行っている。

日本語指導担当教員研修会

日本語指導を担当している教員等を対象として、外国人児童生徒等教育について理解を深め、担当教員としての指導力の向上を図るための研修会（義務教育指導課主催）を実施している。（R2～）

令和7年度は、日本語指導の特別の教育課程を実施する県立高等学校の日本語指導担当教員及び参加を希望する県立高等学校の教員を対象に、特別の教育課程を編成して行う日本語指導研修（高校教育指導課主催）を実施した。

今後も継続して研修会を実施し、外国人児童生徒理解と指導力の向上を図っていく。

参加者からのコメントより

辛抱強く肯定的に励ましながら関わり、安心して学ぶ環境をつくることや、視覚的な支援を多くすることなど、学習につまずきが見られる子供たちへのフォローアップの視点に共通するものがあると思いました。日本語学級だけでなく、在籍学級の中でもできることを、校内で話し合ってみようと思いました。

教職員支援機構の研修

日本語指導の方法等を学び、専門性の向上を図るため、「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修（教職員支援機構）」へ教員等を毎年派遣している。

令和４年度	２名
令和５年度	２名
令和６年度	２名
令和７年度	２名

中堅教諭等資質向上研修

学校の核となる教職員等の外国人児童生徒等教育についての理解と課題意識の向上を図るため、多文化共生に係る講話を実施している。（R2～）

オ　外国人児童生徒等教育・日本語指導に関する情報の提供

はじめて外国人児童生徒等に関わる者や日本語指導を担当する者にとっては、戸惑うことが多く、どのような配慮や指導を行っていけばよいか分からないことが多い。そこで、少しでも不安や悩みを解消できるように、外国人児童生徒等教育や日本語指導に関する情報を県教育委員会の Web サイトに集めて掲載したり、サポート資料を作成し発信したりする等、情報の提供を行っている。

県教育委員会の Web サイトに「外国人児童生徒等教育・日本語指導」に係るページを作成

外国人児童生徒等教育や日本語指導に関係する情報を集めたページを掲載している。（H31～）

- 国からの関連通知
- 特別の教育課程に関するＱＡ
- 関連情報が掲載されているサイト
- 外国人児童生徒等教育・日本語指導サポート資料

（参考ＨＰ：広島県教育委員会ホームページ　外国人児童生徒等教育・日本語指導関連情報）
（https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku12/nihongoshidou.html）

義務教育指導課公式 facebook
（https://www.facebook.com/hirogimu）

「先生たちのための！まずはここから！外国人児童生徒等教育･日本語指導」の作成

初めて外国人児童生徒等を迎え入れる学校の先生方の指導や支援の際に参照できる資料を作成しました。(R7　4月)

【目次】
①受入れの準備
②保護者との面談
③体制づくり
④日本語指導
⑤教科指導・在籍学級での支援
⑥保護者連携

（参考ＨＰ：広島県教育委員会ホームページ　外国人児童生徒等教育・日本語指導関連情報）
（https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/619498.pdf）

「外国人児童生徒等教育･日本語指導サポート資料」の作成

外国人児童生徒等教育や日本語指導に携わる先生方を少しでもサポートできるよう、参考になるサポート資料を作成し、情報の発信をしている。(R2～)

サポート資料には、日本語指導のことだけでなく、外国人児童生徒を理解する上で、大切にしてほしいことや、配慮･支援するポイントも盛り込んでいる。また、サポート資料の内容に関係して、児童生徒の受入れの際に聞き取った情報や実態、指導目標を記録できるよう、広島県版の個別の指導計画の様式や記入例も作成し、必要な情報とともに、すぐに活用できる内容となっている。

No.1　通訳支援
No.2　受入れの際の保護者との面談
　　【広島県版 個別の指導計画(様式１児童生徒に関する記録)】
No.3　「特別の教育課程」の編成について
No.4　外国人児童生徒等教育に関して参考になる資料について
No.5　日本語指導プログラムについて

通知で情報提供するとともに、
HP･facebook にも掲載している。

カ　通訳支援

外国人児童生徒等や保護者とコミュニケーションを図るためのサポートとして、多言語に対応した音声翻訳機の貸出や、ひろしま国際センターの電話による遠隔通訳を行っている。

・音声翻訳機の貸出
　希望する小・中・高等学校等に貸し出しをしている。
・ひろしま国際センター「ひろしま外国人多言語総合相談窓口」の電話による遠隔通訳（下記参照）

【電話による遠隔通訳】 ひろしま国際センター「ひろしま外国人多言語総合相談窓口」

相談専用フリーダイアル　TEL　0120-783-806　（携帯電話も利用可能）
相談時間 ： 月～金(10 時～19 時) 、土曜日(9時 30 分～18 時) 、昼休み(午後0時～午後1時)

【対応可能言語】
英語、中国語、ベトナム語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、インドネシア語、タイ語、スペイン語、ネパール語

また、今後、取組を充実させていくに当たって、次の資料等が参考になる。

参考
・ **外国人児童生徒受入れの手引（改訂版）文部科学省**
　https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm
・ **かすたねっと（児童・生徒の学習を支援する情報検索サイト）**
　https://casta-net.mext.go.jp/
・ **CLARINET へようこそ（海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するサイト）**
　https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm

（５）県内の取組事例

令和２年度には、東広島市が「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」を実施し、外国人児童生徒等教育の推進に向けた取組を行った。

初期指導教室の設置

来日間もない外国人児童生徒に対する初期指導の実施

文字、学校生活の中でよく使う語彙・表現などを中心に学んでいま

子供たちに手渡される修了証

初期指導教室は、来日して間もない日本語指導が必要な外国人児童生徒が、編入後の学校生活への適応を円滑に図ることを目的に設置された。ここで、子供たちは約20日間の初期指導を受ける。

初日は、保護者に子供の様子や、これまでの学習状況、今後の予定等について聞き取りを行っている。子供たちは、ここで、学校に入ってすぐに必要となる言葉や表現を中心に学んでいく。指導者は、一人一人の思いを受け止めながら細やかな支援を行うとともに、初期指導が終わる際には、修了証を手渡すなど最後まで温かな支援を行っている。その後、子供たちはそれぞれの編入先の学校へ通い始める。

ここで聞き取った内容や初期指導教室での様子は、市教委を通して編入先の学校に情報提供を行っている。

拠点校における授業研究【東広島市立龍王小学校】

日本語指導学級と在籍学級をつないだ JSL カリキュラム※に基づく校内研修の実施

前時は日本語指導学級で

次時は在籍学級で

日本語指導学級では、「算数科の学習内容」と、「その学習をするために必要なことば」を取り上げて指導を行った。そして、翌日には、在籍学級において、前日学んだ「ことば」を繰り返し活用しながら、在籍学級の友達とともに、「算数科の学習内容」を確実に学んでいくことができた。

校内において、こうした日本語指導の授業研究を行うことで、子供を軸とした教師の連携が強化されるとともに、教師自身の子供の見方や支援の仕方が変わり、指導力向上につながった。さらに、他の教職員に対し、学びをつなげる重要性や、外国人児童、日本語指導についての理解を促進し、課題意識を高めることができた。

※　JSL カリキュラムとは
日本語指導と教科指導を統合し、学習活動に参加するための力の育成を目指したカリキュラム
JSL（Japanese as a second language）「第二言語としての日本語」

リモートによる母語支援

広島大学との連携による、母語を使った教科の先行指導等の実施

児童にとって母語でコミュニケーションを図ることは、安心してストレスなく学ぶことにつながる。教科学習の内容理解が深まり、日本語の表出がスムースになるとともに、笑顔で母語話者とやりとりする姿も見られ、効果的な指導につながっている。

週に２～３時間
国語、理科、
日本語の基礎など